

# 株式会社富士通ゼネラル 定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社富士通ゼネラルと称する。英文では、FUJITSU GENERAL LIMITED と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子装置、機械、器具およびその附属品、部品、材料等の製造販売
2. 電気装置、機械、器具およびその附属品、部品、材料等の製造販売
3. 家庭生活用品、機械、器具およびその附属品、部品、材料等の製造販売
4. 前各号以外の一切の装置、機械、器具およびその附属品、部品、材料等の製造販売
5. 前各号に附帯する工事、設計、請負
6. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を川崎市高津区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は2億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有していない場合は、この限りでない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 ①当社は株主名簿管理人を置く。  
②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。  
③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年6月、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第14条 株主総会は川崎市のいずれかの区またはこれに隣接する地にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第16条 ①株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。  
②取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条 ①株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。  
②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第19条 ①株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。  
②前項の場合には代理権を証する書面をあらかじめ当社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

### (員 数)

第21条 当会社に取締役17名以内を置く。

### (選 任)

第22条 ①取締役は株主総会において選任する。

②前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

③取締役の選任決議は累積投票によらない。

### (任 期)

第23条 ①取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期満了の時までとする。

### (取締役会の招集者および議長)

第24条 取締役会の招集者および議長は、取締役会において定める取締役会規程による。

### (招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

### (決議の方法)

第26条 ①取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

②当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第27条 取締役会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

### (代表取締役)

第28条 取締役会はその決議をもって代表取締役を選定する。

### (役付取締役)

第29条 取締役会はその決議をもって取締役社長1名を置くほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。

### (取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

### (報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

### (取締役の責任免除)

第32条 ①当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことに

よる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第33条 当会社に監査役4名以内を置く。

(選任)

第34条 ①監査役は株主総会において選任する。

②前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任期)

第35条 ①監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集者および議長)

第37条 監査役会の招集者および議長は、監査役会において定める監査役会規程による。

(招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

(決議の方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、その過半数をもってこれを行う。

(議事録)

第40条 監査役会の議事については、議事録を作り議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第42条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第43条 ①当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第46条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 ①配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。

②期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

第1版	1936年1月15日	制定施行	第18版	1956年2月28日	改正施行
第2版	1936年4月5日	改正施行	第19版	1957年2月26日	改正施行
第3版	1942年3月28日	改正施行	第20版	1958年2月26日	改正施行
第4版	1942年8月5日	改正施行	第21版	1959年2月27日	改正施行
第5版	1946年8月20日	改正施行	第22版	1959年11月27日	改正施行
第6版	1947年1月30日	改正施行	第23版	1961年11月29日	改正施行
第7版	1947年11月5日	改正施行	第24版	1962年5月30日	改正施行
第8版	1947年11月20日	改正施行	第25版	1965年5月31日	改正施行
第9版	1948年2月26日	改正施行	第26版	1966年5月30日	改正施行
第10版	1948年3月6日	改正施行	第27版	1966年11月10日	改正施行 本改正のうち、商号変更については 1966年11月17日以降適用とする。
第11版	1948年11月2日	改正施行			
第12版	1950年2月14日	改正施行	第28版	1972年11月17日	改正施行
第13版	1951年11月12日	改正施行	第29版	1975年5月20日	改正施行
第14版	1952年2月28日	改正施行	第30版	1982年6月17日	変 更
第15版	1952年10月27日	改正施行		1982年10月1日	施 行
第16版	1954年2月26日	改正施行	第31版	1985年6月19日	改正施行
第17版	1955年2月26日	改正施行	第32版	1990年6月28日	改正施行

第33版	1991年 6 月 27 日	改正施行
第34版	1992年 6 月 26 日	改正施行
第35版	1994年 6 月 29 日	改正施行
第36版	2002年 6 月 26 日	改正施行
第37版	2003年 6 月 26 日	改正施行
第38版	2004年 6 月 25 日	改正施行
第39版	2006年 6 月 23 日	改正施行
第40版	2008年 6 月 24 日	改正施行
第41版	2009年 6 月 24 日	改正施行
第42版	2010年 1 月 6 日	改正施行